

令和4年1月7日
島根県防災部防災危機管理課
担当：長廻、吉永
電話：0852-22-6486

第55回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を開催しました。概要は下記のとおりです。

日 時：令和4年1月7日（木） 10:00～10:10

場 所：島根県庁6階 講堂

出席者：知事、副知事、教育長、県警本部長、各部局長、女性活躍推進統括監、
関係課長 計24名

内 容：以下のとおり

1. 県内及び全国の感染状況を踏まえた県の対応について

(1) 県内の患者発生状況について

健康福祉部（健康福祉部長）

① 県内の感染者の状況等について説明 【資料1】

- ・全国的に感染が拡大しており、県内においても年末以降、感染者の確認が相次いでおり、特に5日に20名、昨日6日には22名の感染を確認しております。
- ・感染の経路としましては、飲食店に関係した事例や、このところ、県外との往来を由来とする事例が多く見られ、家庭内で感染するケースも多くなっています。
- ・保健所において、端緒となる感染が確認された後、積極的疫学調査等を進めているところであり、関係者のご協力により、その後の調査による感染者が確認できている状況です。
- ・保健所における調査等が今後も迅速かつ確実に実施できるよう、保健師などの専門職員や事務職員を、他部局の協力を得ながら応援派遣するなど、必要な体制の強化を行ってまいります。
- ・次に、医療提供体制としまして、病床確保状況であります。現在、最大で368床を確保しており、現在、速やかに患者の受入れができる即応病床を、今回の感染確認を受けて216床まで増やしています。

- ・昨日時点での入院患者数は60人で、病床使用率は、確保病床で16.3%、即応病床で27.8%となっております。
- ・今後とも、医療機関など関係者のご協力をいただきながら、医療提供体制の確保や診療、検査体制の強化に努め、引き続き、積極的な調査、検査を行うとともに、県民の皆様に、3密の回避など基本的な感染対策の呼びかけを行って参ります。

(2) 県の対応等について（防災危機管理課長）

- ① 全国の感染状況について説明 【資料2】
- ② 「新たなレベル分類の考え方」について説明 【資料3】
- ③ 島根県の対応（案）について説明 【資料4】

2. 知事指示事項

1. 先ほど説明があったように、全国で、急速に感染が拡大している状況です。県内においては、12月27日以降、連日、感染者が確認されており、第6波に入ったと考えられる状況にあります。

この間、県外との往来に関連する感染事例や、飲食店に関連する感染事例が見られることから、県民の皆様に、特に次の3点について、お願いをさせていただきます。

2. 飲食店等の利用については、各店舗において感染防止対策を徹底し、県民の皆様は、そうした店舗を利用することを前提として、アルコールを伴う飲食については、

- (1) 飲食の際の人数を、8人以下としてください。
- (2) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間以内としてください。
- (3) この要請の期間は、明日、1月8日から、1月31日までとします。

なお、「接待を伴う飲食店」を含めて、カラオケの利用が可能な店舗等においては、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保するなどの対策を遵守してください。

これらの内容については、今後の感染の状況によって、適宜、見直していきたいと考えています。

3. 家庭や職場での感染を防ぐため、引き続き「マスクの着用」、「三つの密の回避」、「手洗いなどの手指衛生」など、基本的な感染対策を徹底して頂くようお願いします。

4. 感染を早く発見することは、ご本人の治療のためにも、社会全体として感染拡大を防ぐためにも、非常に重要です。

微熱や軽い風邪の症状等がある場合には、無理に登校や出勤をせず、県の「健康相談コールセンター」に相談してください。

お住まいの近くにある新型コロナに対応できる「診療・検査医療機関」を紹介しますので、速やかに受診頂くようお願いします。

5. 感染者や周囲の方々に対する誹謗中傷は厳に慎んで頂くようお願いします。こういった行為は、保健所が行う様々な感染者に対する調査、行動履歴を教える頂くといった一番大事な事項を阻害することになります。

誹謗中傷をするという行為は、感染拡大を助長する行為に等しく、厳に慎んで頂くように重ねてお願いします。

6. なお、本日、政府においては、広島県、山口県、沖縄県を対象とした、まん延防止等重点措置を適用する予定となっております。

島根県の対応につきましては、これらの地域との移動の自粛などについてお願いする予定としておりますが、政府の正式決定後、内容等を詳細に確認の上で、明日、決定することとしています。

7. 県としましては、引き続き、県民の皆様の命と生活や、県内事業者を守るため、国や他の都道府県、市町村、医療機関等と緊密に連携を取りながら、感染拡大防止、医療提供体制の確保、ワクチン接種の円滑な推進、疲弊した地域経済の回復に向けて、全力で取り組んでいく考えでありますので、県民の皆様のご協力をよろしくお願い致します

第 55 回島根県対策本部会議

日時: 令和 4 年 1 月 7 日 (金) 10 : 00 ~

場所: 県庁 6 階 講堂

1. 県内及び全国の感染状況を踏まえた県の対応について

2. 知事指示事項

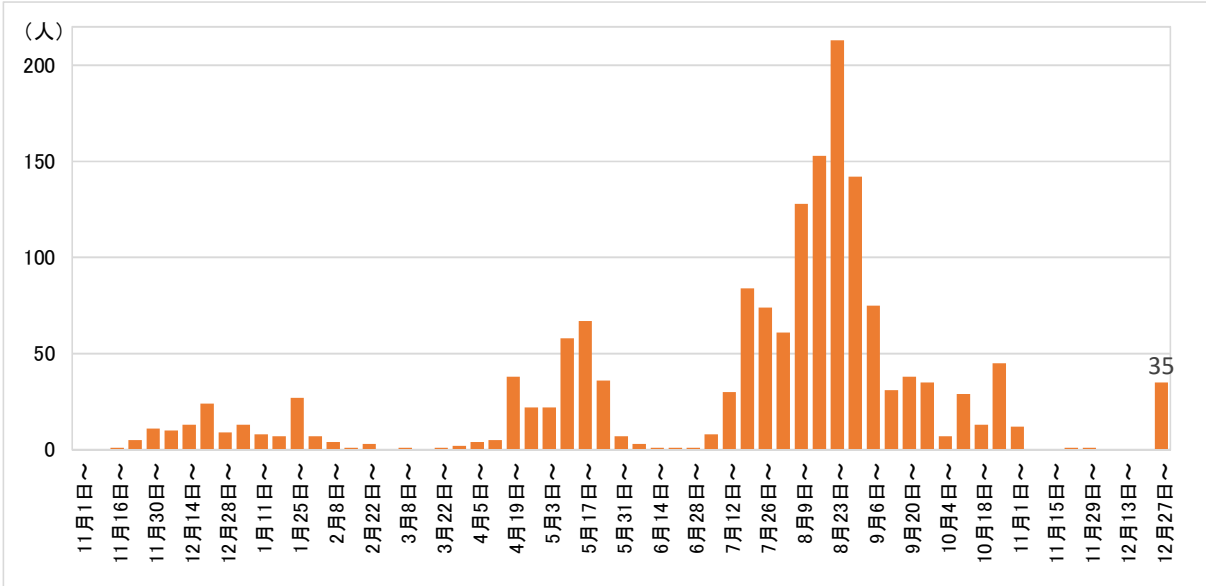
新型コロナウイルス感染症の状況について

令和2年4月に県内で初めて感染者が確認されてから令和4年1月6日までに、計1,822人の感染が確認されました。
 12月は29人、1月は6日までに61人の感染が確認されています。

1. 令和3年12月以降の陽性患者の発生状況（1月6日まで）

陽性判明日	陽 性	居住地別内訳
12月2日	1 人	出雲市 1 人
12月27日	7 人	出雲市 7 人
12月28日	7 人	出雲市 7 人
12月29日	6 人	出雲市 6 人
12月30日	3 人	出雲市 3 人
12月31日	5 人	出雲市 4 人、雲南市 1 人
12月計	29 人	
1月1日	4 人	雲南市 4 人
1月2日	3 人	出雲市 2 人、雲南市 1 人
1月3日	6 人	松江市 3 人、出雲市 1 人、雲南市 1 人、県外 1 人
1月4日	6 人	松江市 1 人、出雲市 3 人、大田市 1 人、西ノ島町 1 人
1月5日	20 人	松江市 6 人、浜田市 2 人、出雲市 4 人、益田市 1 人、大田市 2 人、安来市 1 人、川本町 1 人、西ノ島町 1 人、隠岐の島町 1 人、県外 1 人
1月6日	22 人	松江市 6 人、浜田市 1 人、出雲市 8 人、雲南市 1 人、津和野町 1 人、西ノ島町 4 人、県外 1 人
1月6日までの計	61 人	

2. 令和2年11月以降の陽性患者の発生状況（週単位：1月2日まで）



※上記日付は週単位（月曜日～日曜日）の集計
 ※直近12/27～1/2の集計（実績：35人）

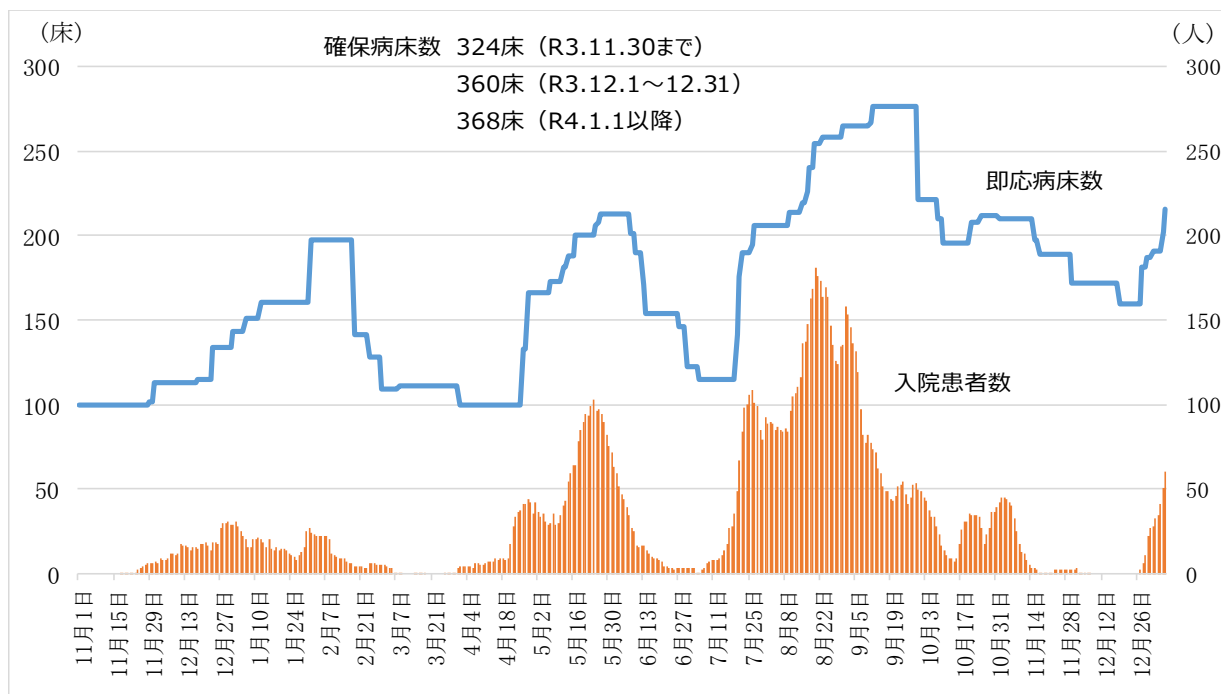
3. 病床確保状況及び使用率（1月7日時点）

確保病床数（A）	病床利用率		
	即応病床（B）	確保病床（C/A）	即応病床（C/B）
368床	216床	16.3%	27.8%

入院患者数（C）				
	重症	中等症	軽症	無症状
60人	0人	2人	35人	18人

※入院患者数の内訳は症状調査中の場合もあるため、入院患者数と一致しない場合がある

（令和2年11月以降の日別状況）



- ・入院調整済（入院予定者） 14人
- ・入院調整中 8人

4. 軽症者等の療養（1月7日時点）

患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養用の宿泊施設として3施設133室を確保

- ・しまね宿泊療養施設（松江市・80室）
- ・島根県立青少年の家「サン・レイク」（出雲市・33室）
- ・島根県立少年自然の家（江津市・20室）

宿泊療養者数 0人

自宅療養者数 0人

令和4年1月7日10:00時点

都道府県別確定患者数の累計（チャーター便、クルーズ船案件を除く）

No.	都道府県	人口数		新規感染者数		参考 11月15日～11月21日	増減
		人口数（千人）	10万人換算	12月28日～1月3日の 1週間累計（人）	人口10万人あたり （人）	人口10万人あたり （人）	
1	沖縄	1,453	14.53	383	26.36	0.41	↑ 25.95
2	山口	1,358	13.58	131	9.65	0.15	↑ 9.50
3	京都	2,583	25.83	147	5.69	1.12	↑ 4.57
4	島根	674	6.74	35	5.19	0.00	↑ 5.19
5	大阪	8,809	88.09	448	5.09	1.45	↑ 3.63
6	滋賀	1,414	14.14	64	4.53	0.92	↑ 3.61
7	栃木	1,934	19.34	87	4.50	0.88	↑ 3.62
8	広島	2,804	28.04	113	4.03	0.46	↑ 3.57
9	東京	13,921	139.21	510	3.66	0.87	↑ 2.79
10	奈良	1,330	13.30	41	3.08	0.60	↑ 2.48
11	北海道	5,250	52.50	148	2.82	2.90	-0.08
12	新潟	2,223	22.23	62	2.79	0.40	↑ 2.38
13	長野	2,049	20.49	52	2.54	0.00	↑ 2.54
14	石川	1,138	11.38	27	2.37	0.09	↑ 2.28
15	神奈川	9,198	91.98	156	1.70	1.29	↑ 0.40
16	千葉	6,259	62.59	103	1.65	0.38	↑ 1.26
17	佐賀	815	8.15	12	1.47	0.12	↑ 1.35
18	兵庫	5,466	54.66	78	1.43	0.62	↑ 0.80
19	愛知	7,552	75.52	97	1.28	0.68	↑ 0.61
20	埼玉	7,350	73.50	94	1.28	0.86	↑ 0.42
21	福岡	5,104	51.04	56	1.10	1.20	-0.10
22	群馬	1,942	19.42	20	1.03	1.18	-0.15
23	福島	1,846	18.46	19	1.03	0.05	↑ 0.98
24	岐阜	1,987	19.87	16	0.81	0.30	↑ 0.50
25	香川	956	9.56	7	0.73	0.00	↑ 0.73
26	静岡	3,644	36.44	25	0.69	0.14	↑ 0.55
27	岡山	1,890	18.90	11	0.58	3.07	-2.49
28	岩手	1,227	12.27	7	0.57	0.00	↑ 0.57
29	鹿児島	1,602	16.02	8	0.50	0.06	↑ 0.44
30	茨城	2,860	28.60	12	0.42	0.45	-0.03
31	青森	1,246	12.46	5	0.40	0.00	↑ 0.40
32	福井	768	7.68	3	0.39	0.00	↑ 0.39
33	三重	1,781	17.81	6	0.34	0.17	↑ 0.17
34	長崎	1,327	13.27	4	0.30	0.08	↑ 0.23
35	宮城	2,306	23.06	6	0.26	0.04	↑ 0.22
36	山形	1,078	10.78	2	0.19	0.28	-0.09
37	高知	698	6.98	1	0.14	0.00	↑ 0.14
38	徳島	728	7.28	1	0.14	0.00	↑ 0.14
39	和歌山	925	9.25	1	0.11	0.11	0.00
40	大分	1,135	11.35	1	0.09	0.00	↑ 0.09
41	熊本	1,748	17.48	1	0.06	0.11	-0.06
42	秋田	966	9.66	0	0.00	0.00	0.00
43	富山	1,044	10.44	0	0.00	0.00	0.00
44	山梨	811	8.11	0	0.00	0.00	0.00
45	鳥取	556	5.56	0	0.00	0.00	0.00
46	愛媛	1,339	13.39	0	0.00	0.00	0.00
47	宮崎	1,073	10.73	0	0.00	0.00	0.00

【出典】

人口数：人口推計 第4表 都道府県、男女別人口及び人口性比―総人口、日本人人口（2019年10月1日現在）

感染者数：厚生労働省「確定患者数（報告日ベース）の推移（都道府県別・各日）」（1月4日）

令和 4 年 1 月 7 日 10 : 00 時時点
(12 月 31 日～1 月 6 日)

令和 3 年 11 月 8 日新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「新たなレベル分類の考え方」

レベル	状況	目安	従来の分類 (ステージ)
レベル 0 (感染者ゼロレベル)	新規陽性者数ゼロを維持できている状況	—	I
レベル 1 (維持すべきレベル)	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況	—	II
レベル 2 (警戒を強化すべきレベル)	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じ始めているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況	・ 確保病床の使用率 20%以上 (最大確保病床数 <u>368</u> 床 使用状況 <u>60</u> 床) (1/7 10 時現在 <u>16.3%</u>) ・ 直近 1 週間の人口 10 万人あたりの新規陽性者数が 15 人以上 (1/7 10 時現在 <u>9.90</u> 人/10 万人/週) 注 1	III
レベル 3 (対策を強化すべきレベル)	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができない状況	・ 病床使用率 50%超 ・ 重症病床使用率 50%超 ・ 予測ツールや様々な指標に基づき、「3 週間後に必要とされる病床数」が最大確保病床数に到達した場合 注 2	(III の最終局面)
レベル 4 (避けたいレベル)	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況	—	IV

・ 各レベルの適用については、感染状況や医療ひっ迫の状況等を考慮し、新規陽性者数、今週先週比、入院率等の参考指標を用いて、総合的に判断する。

注 1 保健所のひっ迫も考慮し、病床使用率や新規陽性者数も含め、各都道府県が具体的な数値を設定

注 2 政府分科会の目安に準拠

参考指標

令和 4 年 1 月 7 日時点
(12 月 31 日～1 月 6 日)

令和 3 年 4 月 15 日新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「ステージ判断のための指標」

指標		医療提供体制の負荷				感染の状況			監視体制（参考）
		①病床のひっ迫具合		②療養者数 (入院者、自宅・宿泊療養者の合計)	③PCR 陽性率	④新規陽性者数	⑤感染経路不明割合	直近 1 週間と 先週 1 週間比較	
		入院医療 注1	重症者用病床						
国 指 標	ステージⅢ	確保病床の使用率 <u>20%以上</u>	<u>入院率 40%以下</u>	確保病床の使用率 <u>20%以上</u>	人口 10 万人当たりの全療養者数 <u>20 人以上</u>	<u>5%以上</u>	<u>15 人</u> / 10 万人/週以上	<u>50%以上</u>	-
	ステージⅣ	確保病床の使用率 <u>50%以上</u>	<u>入院率 25%以下</u>	確保病床の使用率 <u>50%以上</u>	人口 10 万人当たりの全療養者数 <u>30 人以上</u>	<u>10%以上</u>	<u>25 人</u> / 10 万人/週以上	<u>50%以上</u>	-
県の状況 【1/7 10:00 時点】		・ 確保病床の使用率 <u>16.3%</u> ・ 入院率 <u>100%</u>		・ 確保病床の使用率 <u>0.0%</u>	人口 10 万人当たりの全療養者数 <u>9.00 人</u> 全療養者 60 人 (入院者 60 人) (宿泊療養者 0 人) (自宅療養者 0 人)	<u>0.0%</u> 注2	<u>9.90 人</u> /10 万人/週 12/13～12/19 12/31～1/6 0 件/558 件 66 人	<u>27.3%</u> 12/31～1/6 18 人/66 人	<u>2.87</u> 【12/24～12/30】 23 人 【12/31～1/6】 66 人

注 1 確保病床とは、病床・宿泊療養施設確保計画において最大限確保した病床をいう。入院率とは、療養者数に対する入院者数の割合をいう。入院率については、感染拡大に伴い療養者数が増加すると、入院できない自宅療養者数等が増加することとなり、入院者に対する療養者数が増加することから、医療の逼迫状況を把握するための指標として用いるものである。このため、入院率の指標については療養者数が人口 10 万人あたり 10 人以上の場合に適用する。入院率の数値は、厚生労働省「都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制・監視体制・感染の状況）について（6 指標）」より引用。

注 2 県の PCR 陽性率は、PCR 検査・抗原検査等の総数を使用。

(参考)

- ・ステージⅠ 医療提供体制に特段の支障がない段階
- ・ステージⅡ 感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階
- ・ステージⅢ 感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階
- ・ステージⅣ 爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

島根県の対応（案）

島根県対策本部決定

県内や全国の感染状況と基本的対処方針を踏まえ、県民に対し、以下のとおり要請する。

要請の期間は、令和4年1月8日から1月31日までとする。

1. 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底すること。特に、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えること。
2. 職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、
 - (1) 「三つの密」の回避
 - (2) 「人と人との距離の確保」
 - (3) 「マスクの着用」
 - (4) 「手洗いなどの手指衛生」
 - (5) 「換気」など、基本的な感染対策に取り組むとともに、特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意すること。
3. 発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること。

児童・生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底すること。

各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること。

4. 飲食店等の利用については、各店舗において感染防止対策を徹底し、県民の皆様は、そうした店舗を利用することを前提として、

(1) アルコールを伴う飲食については、飲食の際の人数を、8人以下とすること。

(2) また、時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間を限度とすること。

なお、「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保すること。

5. 感染防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した業種別ガイドラインを遵守すること。(特措法第24条第9項に基づく要請)

6. イベント等については、「島根県の対応(別紙)」に示す要件に沿って開催すること。(特措法第24条第9項に基づく要請)

7. 厚生労働省が提供している接触確認アプリ(COCoA)を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること。

8. 事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと。
9. 感染した方やその関係者などに対する、インターネットや SNS での誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること。

島根県の対応（令和 3 年 11 月 25 日島根県対策本部決定）

【令和 3 年 11 月 25 日以降のイベント等開催制限の目安について】

- (1) 観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動で生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、令和 3 年 11 月 19 日付の内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長の事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（以下、令和 3 年 11 月 19 日付け事務連絡）に基づき、令和 3 年 11 月 25 日以降、イベント等の開催制限について、①感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員まで、収容率の上限を 100%とする②それ以外の場合は、人数上限 5,000 人又は収容定員 50%のいずれか大きい方かつ収容率の上限を 50%（大声あり）（注1）又は 100%（大声なし）とする。

	①感染防止安全計画を策定（注2）	②その他 （安全計画を策定しないイベント）
人数上限	収容定員まで	5,000 人又は収容定員 50% のいずれか大きい方
収容率	100%	大声なし 100%、大声あり 50%以内 （席がない場合は十分な間隔）

（注 1）令和 3 年 11 月 19 日付け事務連絡により、「大声」を「観客等が、（ア）通常よりも大きな声量で、（イ）反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

（注 2）参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントに適用。様式は別に定める。

（注 3）様式は別に定める。

- (2) 大規模なイベント等（参加者 5,000 人超かつ収容率 50%超）の主催者等は、感染防止安全計画を策定し、イベント開催日の 2 週間前までを目途に県に提出の上、確認を受けること。
- (3) それ以外のイベントの主催者等は、感染防止対策等を記載したチェックリスト（注3）を作成し、ホームページ等で公表の上、イベント終了日から 1 年間保管すること。
- (4) 主催者等は、イベント開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る行動管理等、基本的な感染防止策を講じること。また、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくや、接触確認アプリ（COCOA）等を活用すること。
- (5) 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置におけるイベント等開催制限の目安や、その他の取扱については、令和 3 年 11 月 19 日付け事務連絡を確認すること。